

記入例（一挙防音工事を希望する場合）

別記第1号様式（第7条関係）

① 令和〇年〇〇月〇〇日

住宅防音工事希望届

②

- 防音工事（一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 外郭防音工事）
- 空気調和機器機能復旧工事
- 防音建具機能復旧工事 を希望します。

(フリガナ) 工事希望者の氏名	(ボウエイ タロウ) 防衛 太郎	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。 (はい ・ いいえ)
--------------------	-------------------------------------	---

工事希望者の住所 ③	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〔工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。〕 〒 △△△-△△△△ □□市□□町□-□-□ △△アパート (〇戸分、〇~〇号室)
---------------	---

連絡先	TEL 1 1 1 (2 2 2) 3 3 3 3
-----	------------------------------------

建築年月 ④	平成 1 2 年 4 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 昭和 5 0 年 9 月
-----------	--

⑤ ※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を○で囲んでください。
高齢者、乳幼児、障害者

問い合わせ先及び送付先

○住宅防音工事希望届は下記宛先までお送りください。
北海道防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目
TEL：011-272-7569（直通）

○千歳防衛事務所に希望届に関する問い合わせ及び提出を行うこともできます。
千歳防衛事務所
〒066-0042
千歳市東雲町3丁目2-1
TEL：0123-23-3145

〈記載要領、注意事項〉

①について

「住宅防音工事希望届」の提出日を記入して下さい。

②について

「防音工事」「空気調和機器機能復旧工事」「防音建具機能復旧工事」のうち希望する工事にチェックを付けてください（複数選択可）。

③について

アパート等の所有者が希望される場合は、「工事希望者の住所」の欄の下段の（ ）に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数及び部屋番号」を記入して下さい。戸数及び部屋番号が多い場合は、別葉（メモでかまいません。）にて分かりやすい資料を記入して添付して下さい。

④について

住宅防音工事を希望する住宅の「建築年月日」を記入して下さい。

住宅を建て替えられた方は、建て替え前の住宅の「建築年月日」も記入して下さい。

今後住宅の建て替えを予定している方は、建て替え予定の年月日を下段に記入して下さい。

⑤について

以下の方がお住まいの住宅について、住宅防音工事を優先的にを行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えがない方は、住宅防音工事希望届の「高齢者」、「乳幼児」、「障害者」の該当箇所を○で囲んで下さい。

- ①高齢者（65歳以上の方）
- ②乳幼児（小学校就学前）
- ③障害者（公的証明をお持ちの方）

※ この記入は、原則として住宅防音工事希望届の受付順に「住宅防音事業補助金交付申込書」を配布していますが、その中で防音工事を優先的にを行うことを希望する方を把握するためのものであり、住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に併せて、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。

○記入された内容などについて、当局職員から確認の連絡をさせて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。

○事情により記入された内容などに変更が生じた場合には、速やかに北海道防衛局までご連絡ください。

○国の予算の都合上、住宅防音工事の実施までに相当の期間を頂く場合もありますので、予めご了承下さい。

○法令等の変更やその他の事情により、工事内容等が変更となる場合があります。

○住宅防音工事希望届は下記宛先までお送りください。

北海道防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

TEL：011-272-7569（直通）

・千歳防衛事務所に希望届に関する問い合わせ及び提出を行うこともできます。

千歳防衛事務所

〒066-0042

千歳市東雲町3丁目2-1

TEL：0123-23-3145

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください

- 1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 2 防音工事
 - (1) 一挙防音工事
 - 初めて行う住宅防音工事です。
 - 世帯人員＋1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。
 - (2) 追加防音工事
 - 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
 - 世帯人員＋1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
 - 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。
 - (3) 防音区画改善工事
 - バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
 - 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員＋1居室までの居室からこれまでに防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。
 - 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。
 - (4) 外郭防音工事
 - 世帯人員にかかわらず、原則として、住宅全体を一つの区画とし、その外郭について行う住宅防音工事です。
 - 対象となる住宅については、添付書類の「別表」をご覧ください。
- 3 空気調和機器機能復旧工事
 - 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
 - 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
- 4 防音建具機能復旧工事
 - 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
 - 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

【別表】 外郭防音工事対象住宅

区域	対象住宅	特記事項
85W以上	<p>(1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅の場合は住戸。以下同じ。)</p> <p>(2) 防音工事(一挙防音工事、新規防音工事、追加防音工事、防音区画改善工事)を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅</p> <p>ア 防音工事を実施していない居室がある住宅 各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合【特記事項Ⅰ】</p> <p>イ 防音工事を実施していない居室がない住宅 各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施する場合【特記事項Ⅱ、Ⅲ】</p>	<p>Ⅰ 新規防音工事のみを実施している住宅は工事完了の日から10年未満であっても対象となります。</p> <p>Ⅱ 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していなければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。</p> <p>Ⅲ 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。</p>
75W以上 85W未満	<p>(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅(以下「RC集合住宅」という。)であって防音工事を実施していない住戸</p> <p>(2) 原則として、一挙防音工事等(※)と防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施した住戸が混在【特記事項Ⅰ】しているRC集合住宅【特記事項Ⅱ】であって、単板プレストアのように芯材を使用していない玄関建具【特記事項Ⅲ】が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸【特記事項Ⅳ】</p>	<p>Ⅰ 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音区画改善工事又は防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時期に実施することにより混在することとなる場合を含みます。</p> <p>Ⅱ 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。</p> <p>Ⅲ 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。</p> <p>Ⅳ 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。</p>

(※) 一挙防音工事等：一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事